

美浜町赤ちゃん誕生祝金及び子育て応援給付金制度のご案内

●赤ちゃん誕生祝金について

1. 支給対象者

次の条件のすべてを満たしている赤ちゃんを養育される方（保護者等）に支給します。

- ・生まれた赤ちゃんが14日以内に本町の住民基本台帳に登録されていること。
- ・赤ちゃんが生まれる前から本町の住民基本台帳に3箇月以上登録され、現に町内に居住している養育者（保護者等）であること。
- ・町税等の滞納がないこと。

2. 申請期間

生まれた赤ちゃんが本町の住民基本台帳に登録されてから14日以内。

3. 誕生祝金の額

赤ちゃん1人につき1万円を支給します。

4. 申請に必要なもの

- ・申請者（養育者・保護者等）の認印
- ・銀行振込を希望される場合は、申請者名義の預金通帳
- ・その他必要と認める書類

5. 実施日

赤ちゃん誕生祝金の制度は、令和元年7月1日から実施します。

●子育て応援給付金について

子育て応援給付金は、出生祝金を受給された条件を満たす方に、今後も出生後3年、4年及び5年を経過した各年に10万円を支給します。

●その他

平成25年4月1日から実施しました出生祝金の制度は、令和元年6月30日で終了します。

お問い合わせ先：美浜町役場住民課 TEL 0738-23-4904